

ヒルフェ通信(6月号) ❁ そっと寄り添いやさしくサポート ❁

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は東京都行政書士会が社会貢献の一環として設立した法人です。



◆緊急事態宣言の中の後見業務の一例

5月20日現在、緊急事態宣言が継続している8都道府県についても、明日、解除できるかどうか判断する予定とのこと、そんな中、東京では「東京アラート」継続中として引き続き注意を呼び掛けており、予断を許さない状況が続いています。本誌が発刊される頃には少しでも良い方に向かっていくことを願っております。



さて、今回は、任意後見受任者としての業務についてです。

任意後見受任者の場合、金融機関の取引を委任されていても、後見人のような権限はありませんので、当然いろいろな制約があります。私の場合は、委任業務について、当初ご本人と手続きに行った金融機関の当該支店のみでしか、代理人取引はできないとのことでした。このコロナ問題が起きてから再度確認したところ、ネット環境が整い、どの支店でも手続きはできるとのこと。ただし、通帳は必要であり、またこの方の場合、キャッシュカードを作っていないので、万が一金融機関が店舗を休業する事態になった場合は、取引ができないことがわかりました。今のところ、ロックダウンはないと言われてはいますが、特に東京都の近隣県にご本人がおられる場合は、いろいろなことを想定して対策を考えておく必要があると思います。

また、在宅の方の場合、なるべく訪問は避けたいと思っても、いろいろな事情で行かざるを得ないこともあります。公共交通機関等を利用して訪問する場合、万が一自分が罹患していたらということを想定して、万全の注意を払って接しておられることと思います。ただ、どうしてもそちらに重点を置きがちですが、ご本人が罹患していて、こちらが感染してしまうリスクがあることも再認識することが必要だと思えます。ご高齢者の場合、自宅ではマスクはしていないことも多く、マスク不足の中、強要も難しい。耳が遠いどうしても密にならざるを得ない。人にもよりますが、衛生観念が緩い、もしくはできない方もおり、私たちの感染リスクも高いと言えるでしょう。手洗いは必須ですが、外出先ではすぐには難しいこともあり、退去してすぐに、携帯用の除菌スプレーや除菌シートで手をふく、バッグなどもふいておく、帰宅後は服や特に靴下を洗濯するなど、自身を守る対策も重要です。

またこれは、私自身ではないのですが、緊急事態宣言発令後に被後見人の方が亡くなるという経験をした会員から話をうかがいました。

被後見人ご本人は、コロナ感染による死亡ではなかったため、通常の葬儀ができると医師から言われたとのこと。医療機関にもよるかもしれませんが、肺疾患による死亡だと、コロナ感染者と同様に扱われることもあるようです。「通常の葬儀」とは言ってもこのような状況の中、ご遺族はこの葬儀によって感染者が出るということを避けるため、家族葬とされたとのこと。ご遺体も自宅へは引き取らずそのまま斎場で安置し、お寺での葬儀、その後の火葬もご家族はすべて自家用車で移動されたそうです。お身内の死をゆっくりと悼むこともできない状況に、コロナ禍は、こんなところにも間接的に影響しているのだと感じました。

会員の皆様も、気を緩めることなく、ご自身の心身の安全と健康にご留意して日々お過ごしください。(広報 高山久美子)

◆令和2年度 定時総会について

すでに会員の皆様にはご連絡が行っているかと存じますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和2年度の定時総会は、書面決議の方法でお願いすることになりました。

送付される議案書や付属文書にてご確認のうえ、ご理解、ご協力をお願いいたします。(令和2年5月20日現在)

